宇部市子ども・若者相談支援拠点運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この実施要項は、「宇部市子ども・若者相談支援拠点運営業務委託」の受託者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名 宇部市子ども・若者相談支援拠点運営業務委託

(2) 業務内容 宇部市子ども・若者相談支援拠点運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)

のとおり

(3) 履行期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

ただし、特に問題がなければ契約を更新することができる(最長3年間)。

(4) 提案上限金額 10,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、委託業務を効果的に実施できる民間企業、NPO 法人及びその他の法人又はそれらの共同企業体であり、以下の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への 参加を排除されていない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる 活動を行う者でないこと。
- (5) 政治団体若しくは宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

No.	項目	日 程	備 考
1	プロポーザル公募開始	令和6年4月5日(金)	市ウェブサイトに掲載
2	質問受付期限	令和6年4月11日(木)17時	電子メール
3	質問と回答の公表	令和6年4月15日(月)頃	市ウェブサイトに掲載
4	参加申込書の提出期限	令和6年4月18日(木)17時	電子メール、持参又は郵送
5	参加資格決定通知	令和6年4月22日(月)	電子メール
6	企画提案書等の提出期限	令和6年5月10日(金)17時	持参又は郵送
7	審査(プレゼンテーション)	令和6年5月16日(木)午後	予定
8	受託候補者の決定及び通知	令和6年5月20日(月)	予定
9	契約締結	令和6年5月下旬	予定

5 実施要項等の配布

- (1) 配布開始 令和6年4月5日(金)
- (2) 配布方法 市公式ウェブサイトに掲載

6 質問事項の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式第1号】

(2) 提出期限

令和6年4月11日(木)午後5時までに必着とする。

(3) 提出方法

開封確認を付した電子メールに質問書を添付し事務局に送信する。 電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

(4) 回答方法

令和6年4月15日(月)を目途に市公式ウェブサイトに掲載する。 なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式第2号】

- イ 誓約書【様式第3号】
- ウ 法人等概要書【様式第4号】
- エ 法人等の国税、県税及び市税の滞納がないことを証する証明書 (発行から1か月以内のもの(写し可))
- (2) 提出部数

1 部

(3) 提出期限

令和6年4月18日(木)午後5時までに必着とする。

(4) 提出方法

電子メール、持参又は郵送

電子メールの場合は、開封確認を付して送信すること。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

持参の場合の受付時間は、平日 9 時から 12 時まで、13 時から 17 時までの間とする。 郵送の場合は、書留郵便で送ること(期限までに必着)。

(5) 参加資格審査結果通知

令和6年4月22日(月)頃までに、全ての応募者に電子メールにより通知する。

(6) 参加資格非該当理由の説明請求

参加資格審査結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日 (土日、祝日を除く。)以内に、書面 (様式自由。ただしA4判とする。)により、理由の説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

8 企画提案書等の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の方法で必要書類を 提出すること。

(1) 提出書類

書類を次の順序となるように並べたものを、1部ごとにクリップ等でまとめ、提出すること。

No.	名称	様式、添付書類等		
1	業務経歴書	【様式第5号】		
		子ども・若者支援に関する活動実績		
		これまでの活動を通じた国・県・地方自治体や関係団体等と		
		の連携実績		
		を記載すること。		
2	企画提案書	【様式第6号】及び【任意様式】		
		仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を		
		行うこと。		
		原則として、用紙はA4判、横書き、文字サイズ 11 ポイン		
		ト以上とする。		
3	実施体制表	【様式第7号】		
		契約締結後における業務の実施体制について記入すること。		
4	見積書	【様式第8号】		
		積算内容がわかるよう内訳を記載すること。		
		見積金額は、見積もった金額の110分の100に相当する		
		金額(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とするこ		
		と)とし、見積上限以内の金額とすること。		

(2) 提出部数

- ①正本1部
- ②副本5部(正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること)
- (3) 提出期限

令和6年5月10日(金)午後5時までに必着とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送。

持参の場合の受付時間は、平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。 郵送の場合は、書留郵便で送ること (期限までに必着)。

(5) 提出先

「16 事務局」へ提出

(6) その他

提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。 ただし、情報公開請求があった場合には宇部市情報公開条例に基づき対応する。

9 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届【様式第9号】を電子メールで事務局に提出すること。また、参加申込書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

10 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、内部委員及び外部委員により構成される選定委員会を設置 し、提出された企画提案の内容を「14 選考審査基準」に基づいて、書類審査及びプレゼンテ ーション審査にて総合的に審査を行い、採点の合計により受託候補者を選定する。

11 プレゼンテーション審査

- (1) 実施予定日 令和6年5月16日(木)午後
- (2) 実施場所 ボスティビルド3階研修室(宇部市新天町2丁目3番3号)
- (3) 実施方法
 - ①提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う(15分以内)
 - ②質疑応答(10分程度)
 - ③参加者は1者3人以内とする。 なお、プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とする。
 - ※プロジェクターの使用も可能であるが、提出した企画提案書に基づき説明を行うこととし、 追加での提案説明や資料配付は認めない。ただし、動画による説明等、企画提案書に記載 の困難な資料については企画提案書にその旨を記載したうえでこの限りでない。なお、プロジェクターは本市が用意するが、パソコンについては応募者の持込とする。
 - ※各提案者への時間の割り当ては、参加者数により、時間・場所等が変更になる場合もある ため、提出後電子メール等により連絡する。
 - ※参加者が1者のみの場合も実施する。
 - ※日時等の詳細については、応募者に別途通知するものとする。
 - ※Web 会議システムを使っての参加も可とする。事前に通信テストを行うため、希望する場合は企画提案書提出時に申し出ること。

12 審査結果の通知と公表

審査結果及び受託候補者の選定については、参加事業者に書面により通知するとともに、市 ウェブサイトに掲載する。

なお、受託候補者として選定されなかった者は、通知日の翌日から起算して7日(土日、祝日を除く。)以内に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、理由の説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

13 契約締結

本市と受託者は、宇部市財務規則(昭和 44 年宇部市規則第 4 号、以下「財務規則」という。)に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

本業務委託仕様書は、受託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

なお、契約の締結に当たっては、宇部市財務規則第98条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。ただし、同規則第99条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

14 選考審査基準 (総合点 100 点)

評価項目		資料	評価基準	
実施方針		企画提案書	業務目的と期待する効果が理解され、その実現に有効な提案となっているか。	
業務 実施 体制	人員配置	実施体制表	資格や経験はふさわしいものか。 関係機関と連携・協力し、支援業務を遂行するに足 る十分な資質を備えた人物か。	
	組織体制	実施体制表	市と適切に協議を行い、円滑なコミュニケーションをとれるよう管理責任者及びスタッフが適切に配置されているか。 バックアップ体制があるか。	
	施設の 管理運営	企画提案書	事業目的に沿った内容となっているか。 実現性があるか。	
	支援プロ グラム	企画提案書		
	体験活動	企画提案書		
実施	アウトリ ーチ支援	企画提案書		
1.14	周知広報	企画提案書	周知広報は効果的な内容か。	
	支援者 研修	企画提案書	研修会の実施内容は適切か。 守秘義務、個人情報の保護のための具体的な方策が 講じられているか。 子ども・若者相談支援拠点の運営に資する独自の提 案があるか。	
	個人情報 保護	企画提案書		
	独自提案	企画提案書		
実績		業務経歴書	子ども・若者支援に関する活動実績 国・県・地方自治体や関係団体等との連携実績	
費用		見積書	適正な事業内容に見合った経費の見積もりとなっているか。	
合計				

[※]評価基準に基づき各審査員の評価点を合計し、平均点が6割以上(60点以上)となった企画 提案書の中から、総合点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定 する。平均点が6割未満(60点未満)の企画提案は不採用とする。

15 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 見積額が委託料上限額を超えている場合
 - オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - カ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

16 事務局(問い合わせ先)

宇部市 こども未来部こども政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話: 0836-34-8566 ファックス: 0836-22-6051 メールアドレス: kodomo@city.ube.yamaguchi.jp